

次世代空モビリティ商用サービス開発事業実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、次世代空モビリティ産業の振興を図り、以て県産業の活力創造につなげていくため、次世代空モビリティを用いて行う、輸送や観光等のサービス及び、その事業に直接資する関連サービスの創出につながるプロジェクトに対して、支援する。

(定義)

第2条 「次世代空モビリティ」とは、一般的には「電動垂直離着陸機（eVTOL（イーブイトル）：electric vertical takeoff and landing aircraft）」と呼ばれ、垂直に離着陸し、ヘリコプターやドローン、小型飛行機の特徴を併せ持つ電動の機体をいう。

(プロジェクト実施主体)

第3条 プロジェクト実施主体は、企業、団体等を構成員とするコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）又は単独の企業、団体等とし、第4条に掲げるプロジェクトを実施する者をいう。また、プロジェクト実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容等については次に掲げるとおりとする。

1 補助事業

- (1) 次世代空モビリティを用いて行う、輸送や観光等のサービス及び、その事業に直接資する関連サービスの創出につながるプロジェクトであること
- (2) 県内企業によるサービスの提供の事業化又は県内でのサービス導入につながるプロジェクトであること
- (3) プロジェクトの費用が適当であること
- (4) プロジェクトが期間内に完了する見込みがあること
- (5) プロジェクトが、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと

2 補助対象となる事業期間

交付決定日からその年度末まで。

3 審査基準

以下の観点から、有識者からなる次世代空モビリティ商用サービス開発事業審査委員会において、総合的に審査するものとする。

① 本事業の趣旨との整合性

- ・当該プロジェクトが普及することにより、次世代空モビリティ産業の振興や県産業の活力創造等につながるプロジェクトであること

② 技術

- ・提案のプロジェクトで用いる次世代空モビリティについて、その開発能力を

十分に有している若しくは、次世代空モビリティを保有又は借用可能であること。

- ・新規性、独創性及び革新性のある技術、プロジェクトであること
- ③ 事業性
 - ・プロジェクト実現のための資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること
 - ・県内、国内及び海外市場の現状や今後の動向を踏まえたプロジェクトであること
 - ・事業化が達成された場合、県内企業や様々な産業に経済波及効果を及ぼすこと
- ④ 将来性
 - ・当該プロジェクトで創出されるサービス、あるいはそのビジネスモデルに優位性があり、今後市場獲得が期待できるかの評価
- ⑤ 実施体制
 - ・コンソーシアム等がプロジェクトを実現するために必要な知見や技術、スタッフを有し、協力体制を構築できていること
- ⑥ 働き方改革
 - 申請する企業に以下が含まれているかの評価
 - ・「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰受賞企業
 - ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業
 - ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業
 - ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けている企業
 - ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業
 - ・「事業継続力強化計画」の認定を受け、当公募の期間終了時点においてその計画の期間中である企業

(事業実施計画の作成及び認定)

第5条 プロジェクト実施主体は、次世代空モビリティ商用サービス開発事業認定申請書(第1号様式)に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

2 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書(第2号様式)によりプロジェクト実施主体に通知する。

(事業の運営)

第6条 プロジェクト実施主体は、この事業で得られた成果を有効かつ効率的に活用するものとする。

(事業の指導)

第7条 この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事は、必要に応じてプロジェクト実施主体を指導、助言することができるものとする。

(助成措置)

第8条 知事は、予算の範囲内において、プロジェクト実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成する。

(実績報告)

第9条 プロジェクト実施主体は、事業が終了したときは、知事が別に定める実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

(成果の発表)

第10条 知事は、補助対象となるプロジェクトの成果について、必要があると認めるときは、プロジェクト実施主体に発表させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年度次世代空モビリティ産業促進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和6年9月24日から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和7年4月21日から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和8年4月16日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

次世代空モビリティ商用サービス開発事業認定申請書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所（プロジェクト実施主体の所在地、郵便番号）
名称（プロジェクト実施主体の名称）
氏名（プロジェクト実施主体の代表者の氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

令和 年度において、下記のとおり、次世代空モビリティ商用サービス開発事業を実施したいので認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 補助事業対象経費に係る見積書の写し等の根拠資料
- (5) 決算書（直近3年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表等）
※決算書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

※用紙のサイズはA4とする。

別紙1 (第1号様式関係)

補助事業計画書

プロジェクト名		
複数の事業者等を構成員とするコンソーシアム	代表構成員を記入する。	その他構成員（県内に事業所をおく構成員には○をすること）
担当者名及び連絡先	所属（団体名・会社名等） 役職 氏名 電話番号／ ファックス番号／ メールアドレス／	
1. 補助事業の実施体制		
2. 解決する課題、補助事業の背景		
3. 解決手法（開発しようとするサービス等の内容）		

4. 事業効果
5. ビジネス性（市場性）
6. 補助事業の具体的内容（実施スケジュール等）
7. 働き方改革
<p>[申請するコンソーシアムに以下の企業が含まれているかについて記載すること]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰受賞企業 ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業 ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業 ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けている企業 ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業 ・「事業継続力強化計画」の認定を受け、当公募の期間終了時点においてその計画の期間中である企業

8. 補助事業に要する経費				
項目	事業費 A+B (円)	補助金 A (円)	自己資金 B (円)	備考
1 物品費		/	/	
2 人件費・謝金				
3 旅費				
4 その他				
補助対象外経費				
合計				

(注1) 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注2) 事業費は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

別添

経費の内訳

(単位：円)

補助対象経費 (大分類)	補助対象経費 (中分類)	積算内訳	備考
1 物品費	(1) 設備備品費		
	(2) 消耗品費		
2 人件費・ 謝金	(1) 人件費		
	(2) 謝金		
3 旅費	(1) 旅費		
	(2) 委員等旅費		
4 その他	(1) 外注費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費、改造修理費）		
	(2) 印刷製本費		
	(3) 会議費		
	(4) 通信運搬費（通信費、機械装置等運搬費）		
	(5) 光熱水料		
	(6) 設備施設料		
	(7) その他（諸経費）		
合計			

(注) 積算の算定根拠（単価×数量等）を詳細に記載することとし、必要に応じて算定根拠が確認できる設計書又は見積書等の写しを添付すること。

別紙2（第1号様式関係）

収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金		
自己資金		
計		

2 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
計		

(注) 補助対象経費のみ記載すること。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員になっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分県知事

殿

住所（法人にあつては事務所所在地）

法人名

代表者職・氏名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者の役員に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第5条関係）

令和 年度 次世代空モビリティ商用サービス開発事業認定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

令和 年 月 日付 第 号で認定申請のあった 年度次世代空モビリティ商用サービス開発事業について、次世代空モビリティ商用サービス開発事業実施要領第5条の規定により認定したので通知します。

参考様式1 (第9条関係)

支出経費内訳表 (支出一覧表) 【〇〇費】

整理番号	日付	概要	支払額	補助対象額 (消費税抜)	消費税額	相手先	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
合計							

参考様式3 (第9条関係)

プロジェクト名	
---------	--

業務日誌

会社名

氏名： _____ 令和 ____ 年 ____ 月

日付	曜日	業務時間	休憩時間	内容	就業時間
1	Fri	～			
2	Sat	～			
3	Sun	～			
4	Mon	～			
5	Tue	～			
6	Wed	～			
7	Thu	～			
8	Fri	～			
9	Sat	～			
10	Sun	～			
11	Mon	～			
12	Tue	～			
13	Wed	～			
14	Thu	～			
15	Fri	～			
16	Sat	～			
17	Sun	～			
18	Mon	～			
19	Tue	～			
20	Wed	～			
21	Thu	～			
22	Fri	～			
23	Sat	～			
24	Sun	～			
25	Mon	～			
26	Tue	～			
27	Wed	～			
28	Thu	～			
29	Fri	～			
30	Sat	～			
31	Sun	～			
合計時間					

上記の通り相違ありません。

業務管理者
